平成３０年１０月１３日

第３種公認審判員　様

磐田ファミリーバドミントン協会

会　長　　村松　直司

第３種公認審判員資格登録の継続手続きについて（ご案内）

晩秋の候　ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃は、ファミリーバドミントンの普及振興に多大なるご尽力をいただき、厚くお礼申し　あげます。

さて、取得されている第３種公認審判員資格の有効期限が、２０１９年３月３１日までとなっています。

つきましては、継続の手続きについて、下記のとおりお知らせしますので、継続を希望される方は手続きをしていただきますようご案内いたします。

なお、継続にあたりましてはフォローアップ講習会の受講が必要となっています。フォローアップ講習会修了書がない方につきましては、更新できませんのでご注意ください。

継続の手続きがない場合は、資格が失効しますので、念のため申し添えます。

記

＜第３種公認審判員の継続登録手続き＞

１．必要なもの

① 第３種公認審判員資格継続登録申請書

② 公認審判資格証用の顔写真（縦２.５㎝×横２㎝）（写真裏面に氏名をご記入ください）

③ 更新料２，０００円

④ 日本協会加盟登録料　１，５００円　（５００円/年×３年分）

⑤ 静岡県協会加盟登録料１，５００円　（５００円/年×３年分）

⑥ 公認審判員フォローアップ講習会修了書

上記必要なものを送付・納入してください

|  |
| --- |
| 送付先　　〒437-0026　袋井市袋井269-54  磐田ファミリーバドミントン協会  　審判部　　鈴木賢  MAIL:k-suzuki@yatomi.info  TEL:080-3654-0460 |

２．更新料および登録料は下記のいずれかの方法で納付してください。

① 現金書留

② 口座振替（※手数料は各自負担となります）

口座名義：

　　遠州中央農協　磐田南支店

　　　　　　　　　　　　　預金種目：普通

　　　　　　　　　　　　　口座番号：００１９１１３

※　氏名の前に登録番号を入れてください。　（例：３－００１　長岡太郎）

　　　　　登録番号はお持ちの審判資格証に記載されています。

３．フォローアップ講習会時にも継続手続きを受付します。

４．継続手続きは、平成３０年１１月２４日（土）までにお願いします。